



平成22年11月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア サ カ 理 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 慶 太
(J A S D A Q ・ コード 5724)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 忍
(TEL. 024-944-4744)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション に関する報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は平成22年11月26日開催の取締役会において、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額及び内容について平成22年12月24日開催予定の当社第43期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

今般の役員報酬体系の見直しによる退職慰労金制度の廃止及びその諸般の事情を考慮して、取締役報酬額とは別枠で、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10百万円以内の範囲内で割り当てることといたしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。対象となる現在の取締役は5名です。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

1. 新株予約権を発行する理由

長期的な企業価値の増大と取締役報酬を連動させることにより、当社の取締役が株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有し業績向上と株価上昇への意識を高めることを目的に、当社取締役5名に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数については、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

200 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降、1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。(但し、(1) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整するものとする。)

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その 1 株当たりの価額は 1 円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1) から(7) までの事項の細目及びその他事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以上